駐車場使用契約書

一般・機械駐

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下甲という。）と管理受託者住友不動産建物サービス株式会社（以下乙という。）とは、「管理規約」に従い次の通り駐車場使用契約（以下本契約という。）を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、区分所有者の代理人として、甲に駐車場の使用を許諾し、甲は駐車場使用料を乙に支払うことを約した。

（駐車場所）

第２条　本契約による駐車場所は次のとおりとする。

駐車場所　No.＿＿＿＿

（自動車の表示）

第３条　甲は、乙に対し、上記駐車場を使用する自動車の車種及び車輌登録番号を通知する。また、変更の場合も同様とする。

車種＿＿＿＿＿＿　車輌番号＿＿＿＿＿＿　重量＿＿＿＿＿＿　車高＿＿＿＿＿＿

車幅＿＿＿＿＿＿　全長＿＿＿＿＿＿

（駐車場使用料）

第４条　駐車場使用料は、月額金＿＿＿＿＿＿＿＿ 円也と定め、甲は、当月分を当月１０日までに管理費等と共に、管理組合の定める方法により乙に支払わなければならない。ただし、甲は本契約に基づく使用開始月については日割計算により使用料を支払うものの、本契約終了月については月の途中でも前記月額料金を支払うものとする。

（駐車場使用料の変更）

第５条　駐車場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（契約期間及び契約更新）

第６条　本契約の有効期間は、平成＿＿年＿＿月＿＿日より平成＿＿年１２月３１日までとする。ただし、本契約期間の満了１か月前までに、甲、乙いずれからも解約の申し出がないときは、本契約は１か年更新されるものとし以後この例による。

（解　　約）

第７条　本契約期間中に解約しようとするときは、甲または乙は１か月前に相手方に対し、予告しなければならない。ただし、甲は、第４条に定める駐車場使用料の他、１か月分の駐車場使用料相当額を解約金として乙に支払うことにより、甲は、いつでも本契約を解約することができる。

（解　　除）

第８条　甲が本契約に違反した場合は、乙は何等の催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。

（乙の免責）

第９条　自動車の保管及び管理の責任は甲が負うものとする。

２　甲は、駐車場の設置または保存に瑕疵があることにより、甲の自動車等に損害が生じたときは、管理組合が付保する賠償責任保険の補償額を超えて売主、管理組合及び管理会社にその賠償を求めないものとする。

３　甲は、駐車場に駐・停車している自動車等の冠水その他による損害を乙に対し請求することができない。

（機械駐車装置の操作等）

第10条　甲は、甲の請求に基づいて乙が交付する機械駐車装置の取り扱い説明書または操作手順説明書記載のとおり当該装置を操作するものとする。

（甲の賠償義務）

第11条　甲またはその代理人、使用人、運転手、同乗者その他甲に関係するものが、故意または過失等により建物、敷地およびその付属施設並びに駐車中の他の自動車等に損害を与えたときは、甲は自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の厳守条項）

第 12 条　甲は本条項を厳守するものとする。

(1)　自動車は所定の位置に駐車すること。
(2)　駐車場の現状を変更してはならないこと。また、駐車場に工作物を設置しないこと。
(3)　所定の自動車以外の駐車を行わないこと。
(4)　駐車場を自動車の駐車以外に使用しないこと。
(5)　駐車場に危険物その他入居者の生活に支障を来す物を持ち込まないこと。
(6)　クラクション等による騒音は必要最低限度に抑えること。
(7)　自動車の修理等は他人の迷惑にならぬよう之を行うこと。
(8)　駐車場使用について乙の指示があるときは之に従うこと。
(9)　機械駐車装置については取扱説明書記載の操作方法を熟知して使用すること。

（使用権の譲渡転貸の禁止）

第 13 条 甲は、本契約上の一切の権利義務を第三者に譲渡転貸してはならない。ただし、管理規約で認められる場合を除く。

（協議による解決）

第 14 条 本契約に定めなき事項について疑義を生じたときは、甲・乙誠意を以て協議の上解決するものとする。

本契約成立の証として本書 2 通を作成し甲・乙各 1 通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　物件名　パークスクエア上大岡　室番号＿＿＿＿

住　所　横浜市港南区上大岡西２－１３－１５

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

乙　横浜市港北区新横浜二丁目５番５号
パークスクエア上大岡管理受託者
住友不動産建物サービス株式会社
首都圏第二事業部長　　柴　正俊